



ご存じですか？

国民年金保険料の免除・猶予制度

●お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26-5728、
各総合支所市民福祉課
鶴岡年金事務所 ☎023-5123-5040

国民年金保険料の免除・猶予制度の受け付けが7月1日(月)から始まります。

老齢年金は原則として保険料を納付した期間と免除・猶予された期間が25年以上ないと、将来年金を受給することができません。経済的に保険料の納付が困難な場合は免除・猶予制度を利用してください(原則、毎年申請が必要)。

全額免除と一部免除

「全額免除」の他に保険料の4分の3、半額、4分の1が免除される「一部免除」があります。

全額免除／保険料の納付金額はありません

一部免除／納付すべき保険料の一部を納付期限まで納めます。納付しないと免除が取り消され、未納期間になります

審査／申請者本人のほか、その配偶者および世帯主の前年の所得により判定(所得が基準を超えた場合でも、失業や天災で損害を受けた場合は、免除申請が承認されることもあります)

●退職(失業)による特例

申請者本人・配偶者・世帯主の中に退職(失業)した方がいる場合、審査の際に退職(失業)した方の所得を除外して審査するため、免除・猶予に該当しやすくなります。
必要なもの／雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
◆雇用保険の対象外の方は相談してください。

●30歳未満の若年者猶予制度

申請者本人が30歳未満(学生を除く)であれば、世帯主の所得を除外して審査する若年者納付猶予の制度も選択できます。

全額免除と若年者納付猶予は納付が不要な点では同じですが、免除の場合は国庫負担があるため、将来の年金額に一部加算されます。一方、若年者納付猶予は国庫負担がなく、受給できる年金額には加算されません。年金を増額するためにも、どちらも後から保険料を納めることをお勧めします。

追納すれば年金が増えます

経済的に余裕が生じた場合は、

免除から10年以内に追納の申し出を行い、納付を行えば将来の年金を増額させることができます。

7月分以降の免除は7月1日から受け付け

対象保険料／7月分〜平成26年6月分
受付期間／7月1日(月)〜平成26年7月31日(木)

窓口／市役所1階国保年金課、各総合支所市民福祉課

持ち物／年金手帳、印鑑、失業中の方は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

◆窓口では免除が該当するかどうかを、本人確認をした上でお知らせしています。 市役所1階国保年金課国民年金係または各総合支所市民福祉課へ直接相談してください。
◆平成25年1月以降に転入された方は、源泉徴収票などの所得および社会保険料等の控除を証明できる書類が必要です。

◆同居している家族の方が代理申請する場合は、代理人の身分証と申請者の印鑑が必要です。

「窓口でよくある」免除Q&A

Q 免除の手続きは難しいのでしょうか。

A 申請書の記載は、住所、氏名、電話番号、申請日の記入だけです。簡単です。

Q 免除を受けると年金も少なくなると聞いたのですが。

A 全額免除の場合は、免除を受けた月数×819円(年額)が支給額から減額されますが、上記のように追納して増額することができます。

Q 半年分の保険料を納めていません。これから免除申請しても間に合いますか。

A 前年7月分〜本年6月分の保険料の免除は本年7月分まで受け付けています。該当した場合、最大前年7月分までさかのぼって承認されます。

市営住宅・公共賃貸住宅 入居者募集

●お問い合わせ／市建築課公営住宅係 ☎26-5747

資格／本市在住か本市に勤務先があり、市税などの滞納がなく、現在同居または同居しようとする親族がいて、収入が公営住宅法の基準に適合する方▼入居日／8月23日(金)▼家賃／収入による▼敷金／家賃3か月分▼申し込み／7月5日(金)～16日(火)に申込書を市役所3階建築課公営住宅係または各総合支所建設産業課へ

◆申込用紙、応募の手引きは市建築課および各総合支所建設産業課にあります。申込書は窓口で記入し、その場で提出できます。

◆市営住宅は、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などに優先措置（2回抽選）があります。

〔公共賃貸住宅〕

収入月額が15万8千円を超え25万9千円以下の方を対象にしたファミリー向けの住宅です。

募集住宅	所在地	募集戸数	量数・階数など
八森団地	市条字上川原	1	8・6・6・LDK 1階 [Ⓟ]
松山サンハウス	字山田	1	8・8・6・6・DK 1階 [Ⓟ]

〔市営住宅〕

募集住宅	所在地	募集戸数	量数・階数など
松境北 第二アパート	北千日町	1	6・6・6・DK 1階 [Ⓟ]
住吉住宅	光ヶ丘一丁目	1	4.5・4.5・3・K 1階
新橋五丁目住宅	新橋五丁目	1	6・3・DK 1階
千日住宅(単身用)	住吉町	1	4.5・3・DK 1階
第一川南アパート	若宮町一丁目	1	6・6・3・K 4階 [Ⓟ]
第三川南アパート	若宮町一丁目	1	6・6・4.5・K 3階 [Ⓟ]
大町第三アパート	東大町三丁目	1	8・4.5・LDK 2階 [Ⓟ]
大町第七アパート	東大町三丁目	1	7.5・6・6・DK 3階 [Ⓟ]
旭新町第五アパート	旭新町	1	10・6・DK 1階 [Ⓟ]
静ヶ丘第三アパート	光ヶ丘一丁目	1	7.5・6・DK 3階 [Ⓟ]
小泉団地	小泉字道南	1	6・6・4.5・K 4階 [Ⓟ]

※高・介・障・65歳以上の高齢者、要介護認定者障がい者(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A)がいる世帯(単身不可)
K＝台所 D＝食事室 L＝居間 P＝駐車場
1台有り

◆東日本大震災で被災され、住宅にお困りの方は市建築課公営住宅係へお問い合わせください。

市民みんなで地元産品を愛用しよう！ 農商工連携バイさかたキャンペーン

●お問い合わせ／市商工港湾課工業労政係 ☎26-5757

本市では地元産品を多くの市民や企業から進んで利用していただく「農商工連携バイさかたキャンペーン」に取り組んでいます。バイは英語の「buy」で「買う」という意味です。

地元産品の消費拡大は、私たちの生活を豊かにするだけでなく、地域経済の活性化にもつながります。地元産品が売れると、関連企業をはじめさまざまな業種の生産が拡大され、地域で働く人々の所得や消費が増えます。そして、それが再び生産の拡大に結び付き、地元での消費を優先させることにより地域経済循環を作り出し、持続可能で活力ある地域を目指しています。

●**買い物、商品の仕入れは酒田で**
買い物や、商品を仕入れる際に、同じ商品やサービスを提供してくれる商店や事業所が市内にある場合には、市内の商店・事業所から購入しましょう。

●**酒田でとれたものや作ったものを消費しましょう**
地元の農産物、水産物を消費し

ましよう。地元で生産・加工された地場産品を愛用しましょう。

●**市民みんなが取り組みを**
買い物や飲食をする際、酒田を大切に思い、お互いに支え合うという気持ちを持つ人が多くなれば、酒田はもっと元気で温かい街になるでしょう。市民一人ひとりが積極的に地元産品の愛用を進め、特産品をPRしましょう。

●**キャンペーンシールを使ってみませんか**
地元産品や名刺などに貼付するPR用のシールを作成しています。シールの活用を希望する場合は、市商工港湾課工業労政係へお問い合わせください。



(原寸大)

第6回バイさかた市開催

7月20日(土)午前10時～中町モールで開催します。詳しくは本紙7月16日号に折り込むチラシをご覧ください。

